

環境配慮型イベント (エコイベント)開催指針

山口県

目 次

1	エコイベント開催に向けて～指針策定の目的	1
2	対象イベント	1
3	エコイベント開催指針の基本的考え方	1
4	エコイベントの具体的な取り組み	1
	(1)自然環境や周辺環境等への配慮	1
	(2)廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再資源化（3R）の推進等	2
	(3)省資源・省エネルギーの促進	4
	(4)普及啓発（環境教育・学習の推進）	4
	(5)運営体制	5
	(6)見直し	5
5	エコイベント実施要領	6
6	チェック表	10

1 エコイベント開催に向けて～開催指針策定の目的

山口県では21世紀の新しい県づくりの指針となる「やまぐち未来デザイン21」に掲げた「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」を重要な政策課題と位置づけ、環境への負荷の少ない循環型社会の構築や、自然と人とが共生する豊かでうるおいのある地域づくりを目指して、県民、事業者、県及び市町村といった社会を構成するすべての者がそれぞれの役割に応じて、自主的、積極的に環境の保全と創造に関する取り組みを進めていくこととしている。

2001年に開催された「山口きらら博」では、環境への負荷をできる限り低減するため、環境に配慮すべき事項を定めた「環境配慮指針」に基づき、会場の建設から開催、解体撤去に至るすべての段階において、環境に配慮した取り組みを実施した結果、環境に配慮したゼロエミッション型の博覧会を開催することができた。

このため、今後、県が主催するイベント等においては、「山口きらら博」における環境配慮指針を踏まえ、環境に配慮した取り組みを進めていくこととし、本指針を定める。

2 対象イベント

この指針の対象となるイベントは、県及び県が主体となった実行委員会等が主催または共催するもので、その規模が参加人数で約1,000人以上のものとする。

さらに、県が後援する等のイベントについても、環境に配慮したイベントとなるよう主催者に協力を求めるものとする。

3 エコイベント開催指針の基本的考え方

この開催指針は、県が主催等するイベントの開催期間中はもとより、会場整備から撤去に至るすべての段階におけるエコイベントの環境配慮項目を対象に、環境に配慮した具体的な取り組みを定める。

なお、エコイベントの開催に当たっては、イベントに関わるすべての者が取り組む必要があることから、展示等の出展者や飲食、土産品等の出店者だけでなく、来場者やボランティア等にも可能な限り環境配慮への取り組みを求めていくものとする。

エコイベントの環境配慮項目

自然環境や周辺環境等への配慮

廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再資源化（3R）の推進等

省資源・省エネルギーの促進

普及啓発（環境教育・学習の推進）

運営体制

4 エコイベントの具体的な取り組み

(1)自然環境や周辺環境等への配慮

既存施設の活用

イベント開催の会場は、できるだけ既存の施設等を活用し、新たな施設整備等を抑制する。

自然環境等への配慮

自然影響への配慮

イベント会場の整備に伴う自然改変（木の伐採等）は極力行わない。
（生態系に配慮した工法等を採用する）

周辺環境への配慮

- ・ イベント会場の整備、設営に際しては、大気、水質、騒音、振動等に係る環境影響の低減を図り、周辺環境の保全に努める。
- ・ イベント開催中は、周辺への環境影響に配慮した運営に努める。
（環境影響の最小化）

環境の原状回復

イベント開催に伴い自然を改変した場合は、可能な限り原状回復に努める。

(2) 廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再資源化（3R）の推進等

廃棄物減量化・リサイクル計画の作成

イベント開催に伴い排出されるすべての廃棄物の種類、量等を予測し、廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）、適正処理の方策等を示した「廃棄物減量化・リサイクル計画」をあらかじめ作成する。
（「エコイベント計画書」に「廃棄物減量化・リサイクル計画」を盛り込む）

廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）

再使用可能な材料等の使用

イベント会場の整備、設営に係る材料等は、できる限り再使用、再資源化が可能な素材を使用する。

機器・設備のレンタル

イベントで使用する機器・設備は原則としてレンタル製品を活用する。

パンフレット等の配布抑制

パンフレットや記念品等は、必要とする者だけに限定して配布する等により配布数量を抑制する。

また、ごみにならないようなパンフレットの作成等を工夫する。

過剰包装等の抑制

飲食物、土産品等に対する過剰な包装や袋の配布等を抑制する。
（出店者へ適切な指示を行う）

使い捨て商品の使用抑制

使い捨て商品の使用を抑制し、再使用可能なものを積極的に使用する。

廃棄物の分別・減量化

来場者のごみ持ち帰りの推進

来場者にマイバッグの持参を呼びかけ、ごみの持ち帰りを進める。
（持ち帰った後は、各自が家庭ごみとして適切に分別、リサイクル等を実施）

リサイクルBOXの設置（分別回収の推進）

飲食を提供するイベントについては、びん類、缶類、PETボトル等の容器包装ごみ（容器包装リサイクル法対象のごみ）等を地元市町村の分別収集基準等に配慮して、会場内にリサイクルBOXを設置する。

分別排出の指導

リサイクルBOX周辺にボランティア等の指導員を可能な限り配置し、来場者に対し分別排出への協力をお願いするとともに、適正な分別を指導する。

分別の確認、再分別

市町村の分別収集基準に適合させるため、リサイクルBOXに収集された容器包装ごみ等の分別状況を確認する。また、必要に応じ再分別を行う。

事業系ごみの持ち帰りの促進

展示等の出展者に呼びかけ、事業系ごみの持ち帰りを促進する。

（持ち帰った後は適切に分別、リサイクル等を実施）

なお、飲食店や土産品から排出される廃棄物は、事業者処理を原則とする。

廃棄物の再使用（リユース）

機器・設備の再使用

- ・以前のイベント（又は他のイベント）で使用した機器・設備等を可能な限り再使用する。
- ・パネル等の展示物の再使用を促進する。

飲食店内で使用する容器の再使用

飲食店内で使用する容器（コップ、皿等）は、可能な限り再使用可能なものとする。

未使用機器・設備の有効活用

次回以降のイベントで使用しない機器・設備等で使用可能なものは、売却・譲渡等により有効活用する。

廃棄物の再資源化（リサイクル）

容器包装ごみのリサイクルの推進

飲食を提供するイベントについては、びん類、缶類、PETボトル等の容器包装ごみのリサイクルを推進する。

（地元市町村の分別収集基準に準じて実施～市町村引き取りを原則）

容器包装以外のごみのリサイクルの推進

飲食を提供するイベントについては、容器包装以外のごみ（割り箸、生ごみ等）についても、可能な限りリサイクルを推進する。

（地元市町村、事業者等の協力等により実施）

解体廃棄物のリサイクル

イベント終了後の施設解体により排出されるコンクリート殻、アスファルト殻、木くず等のリサイクルを推進する。

廃棄物の適正処理

リサイクル等ができない廃棄物は、市町村の処理体系（ルール）等に従い、業者委託等により適正な処理を行うとともに、その状況を確認する。

(3)省資源・省エネルギーの促進

イベントの共同開催

複数イベントの共同開催を図り、共通のチラシ、ポスター等を作成して配布数を減少させるとともに、イベント開催に伴う資材、機器、設備等の使用抑制に努める。

照明・空調等

会場内の照明や空調の温度設定（冷房 28℃、暖房 18℃）等は、周囲の状況に応じて適切に調整する。

グリーン調達等

チラシ、ポスター等の削減

- ・チラシ、ポスター等の必要部数を精査し、作成部数を削減する。
- ・インターネット等を活用したPRを促進する。

グリーン調達の実践

県のグリーン調達方針に沿って、必要な資材、材料等を調達する。

ユニフォーム等への配慮

スタッフ等が使用するユニフォーム等をつくる場合は、環境に配慮したもの(エコマーク商品)を採用する。

交通手段

アイドリングストップの実施

- ・主催者が使用する自動車は駐車時のアイドリングストップの実施を徹底する。
- ・来場者に対し、看板等の設置によりアイドリングストップの実施を呼びかける。
- ・バス乗務員等の待機場所を必要に応じて確保し、駐停車中のアイドリングストップの実施に努める。

自動車使用の抑制（公共交通機関の利用）

- ・主催者や関係者は公共交通機関の利用や自家用車への乗り合わせ等を進める。
- ・来場者に対し、電車、バス等の公共交通機関の利用を呼びかける。
- ・公共交通機関の利用を促進するため、最寄りのJR駅、バス停から会場までのシャトルバスの運行を検討する。

(4)普及啓発（環境教育・学習の推進）

環境配慮

環境配慮のPR

ポスターやパンフレット等に、イベントにおいて環境配慮への取り組みを実施することを明記し、積極的にPRする。

環境配慮内容の説明

イベントにおいて取り組む環境配慮項目やその理由等をまとめたパンフレットの作成やパネル展示等を行う。

実演・イベント等

リサイクル等の実演

イベントの実態に応じて、ごみを利用したアトラクション(リサイクル工房等)や生ごみの堆肥化等のデモンストレーションの実施に努める。

環境配慮イベントの実施

イベントの実態に応じて、来場者が楽しく環境配慮を学習、体験できるようなイベントの企画・実施に努める。

(5) 運営体制

運営体制の整備等

専任者(組織)の設置

イベントにおける環境配慮を計画、実施する専任者(組織)を設置する。

エコイベント計画書の作成

イベントにおける環境配慮への取り組みに関する計画書を作成する。

環境配慮項目の明記

イベント運営を業者委託する場合は、委託業務の仕様書に環境配慮項目を明記する。

スタッフ等の意識啓発等

スタッフの意識啓発等

環境配慮の重要性をスタッフ全員で共有化し、スタッフ全員で環境配慮への取り組みを実施する。

参加主体の意識啓発等

環境配慮の重要性を展示等の出展者や飲食、土産品等の出店者など全員で共有化し、環境配慮への取り組みを共同して実施する。

県民の意識啓発等

環境配慮への取り組みについて、ボランティア等、県民の参加を促進する。

来場者、出店者等の意見収集

イベントにおける環境配慮について、来場者、出店者等の意見の収集等に努める。

機材等の整備

リサイクルBOX、立看板等を環境生活部で整備し、イベントに配備する。

(6) 見直し

エコイベントの取り組み結果を評価し、必要に応じて見直しを行う。

環境配慮型イベント（エコイベント）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、山口県が実施するイベントについて、そのイベント実施に係る計画等を策定しようとする段階から、環境配慮を行うために必要な手続き等を定める。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) イベントとは、不特定多数の参加者を対象として開催する式典、催し（講演会、シンポジウム等）行事等をいう。
- (2) 環境配慮とは、環境への負荷の低減又は環境の改善に資する手法の取組み等をいう。

（対象）

第3条 この要領の対象とするイベントは、県の主催又は共催もしくは実行委員会等が開催するもののうち、その実施に県が主体的に関わるものとする。

（環境配慮の要件）

第4条 イベントを実施する課・室又は出先機関の長並びに実施団体の長（以下「イベント実施課長」という。）は、当該イベントにおいて次の各号に掲げる事項その他の事項について環境配慮を行うものとする。

- (1) 自然環境や周辺環境等への配慮
- (2) 廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再資源化（3R）の推進等
- (3) 省資源・省エネルギーの促進
- (4) 普及啓発（環境教育・学習の推進）
- (5) 運営体制

（環境配慮の実施手順）

第5条 イベント実施課長は、前条各号に関して取り組む手法について、「エコイベント開催指針」を参考に整理し、当該イベントを開催する前に、エコイベント計画書（イベント実施に係る環境配慮への取り組み内容をとりまとめたもの、以下「計画書」という。）を作成し、当該イベントを開催する1カ月前までに環境生活部環境政策課長に提出する。

- 2 イベント実施課長は、計画書を作成する際は、エコイベントチェック表により環境配慮事項を自らチェックし、その結果を計画書に添付する。
- 3 環境政策課長は、イベント実施課長から提出された計画書の内容をチェックし、必要に応じ指導、助言する。
- 4 イベント実施課長は、計画書に記載した手法により、イベントを実施するとともに、実施状況をエコイベントチェック表によりチェックする。
- 5 イベント実施課長は、計画書により実施した環境配慮の成果等（以下「成果等」という。）について、イベント実施後1カ月以内にエコイベント実績報告書（以下「報告書」という。）を作成のうえ、エコイベントチェック表を添付し、環境政策課長へ報告する。

(報告等)

第6条 環境政策課長は、各イベントの成果等について、ゼロエミッション型イベント推進部会(以下「推進部会」という。)に報告する。

- 2 推進部会は、各イベントの成果等を基に、イベントにおける環境配慮方法等について検討する。
- 3 環境政策課長は、各イベントの成果等を必要に応じて環境ホームページに掲載する。

(エコイベント開催指針の改訂)

第7条 推進部会は、実施されたイベントの成果等を参考に、エコイベント開催指針の改訂について審議し、環境政策課長に意見を提出する。

- 2 環境政策課長は、前項により推進部会から提出された意見に基づき、必要に応じてエコイベント開催指針の改訂を行う。

(補 則)

第8条 この要領に定めるもののほか、イベントの環境配慮に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

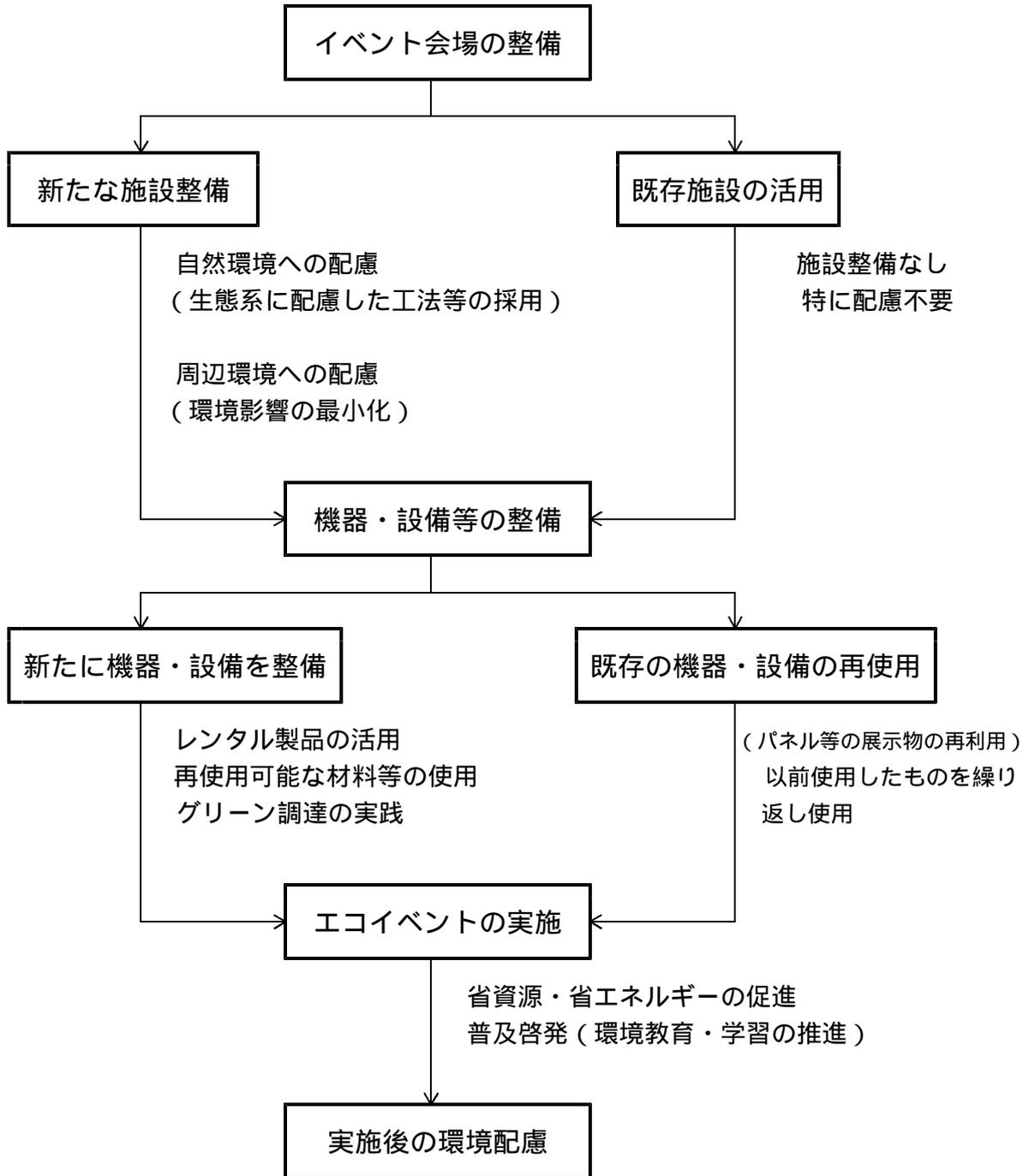
この要領は、平成14年4月1日から施行するものとし、平成14年4月1日以降に開催するイベントに適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行するものとし、平成20年4月1日以降に開催するイベントに適用する。

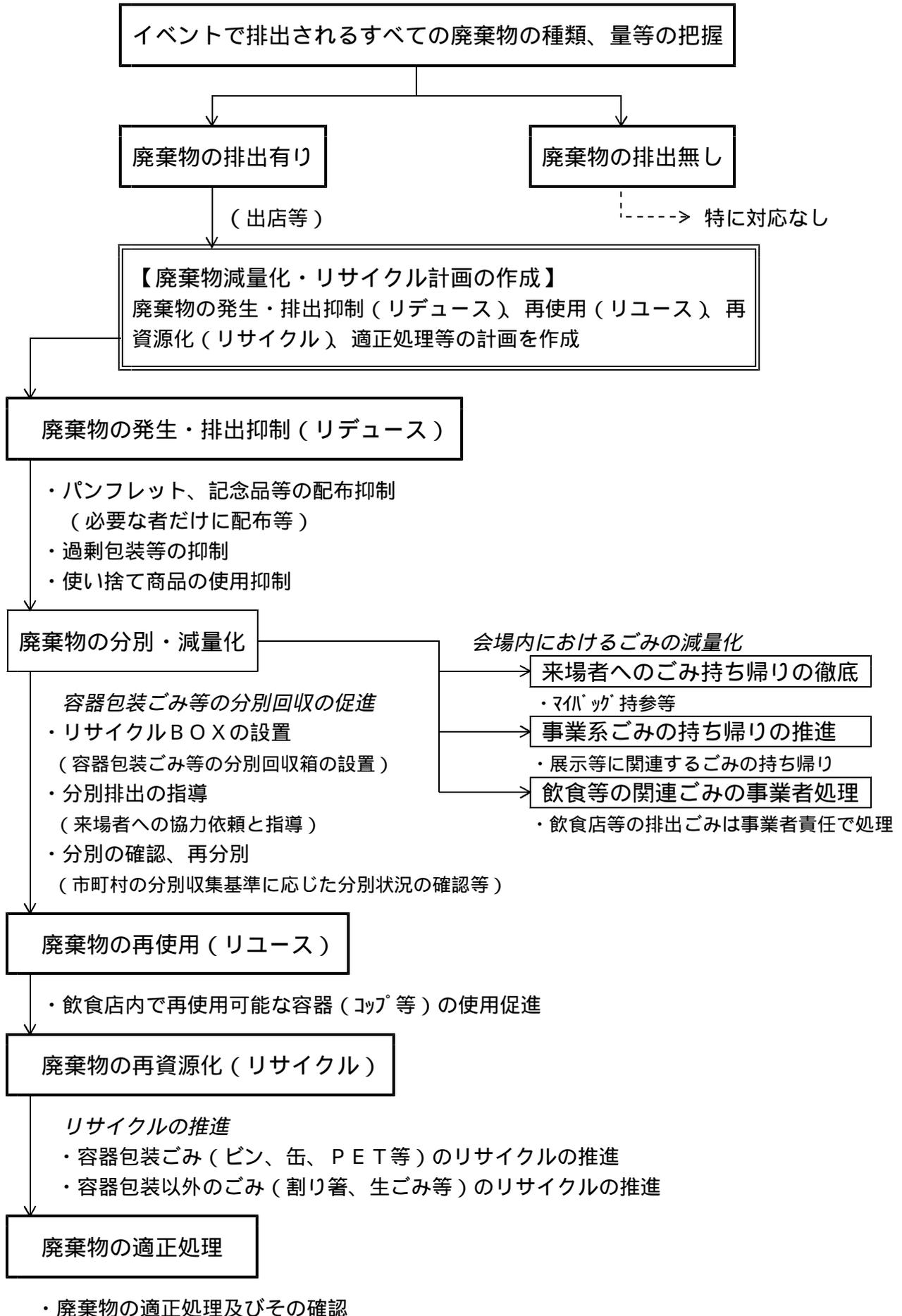
エコイベント開催指针对応フロー

イベント会場の施設整備、機器、設備等について



- 機器・設備等は次回以降も繰り返し使用(再使用)
- 機器・設備等を他のイベントで有効活用(再使用)
- 使用しない機器等は、売却・譲渡等で有効利用(再使用)
- 解体廃棄物のリサイクルの推進
- リサイクルできない廃棄物の適正処理

イベント開催中の廃棄物について



エコイベント計画書

イベント名	(新規・継続)(主催・共催)
実施機関	
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)
開催場所	市町村名 () 施設等の名称 ()
参加者数	目標参加者数 ()
環境配慮項目	具体的な取り組み内容
(1) 自然環境や周辺環境等への配慮	
(2) 廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再資源化(3R)の推進等	
(3) 省資源・省エネルギーの促進	
(4) 普及啓発(環境教育・学習の推進)	
(5) 運営体制	
(6) その他の環境配慮	

イベント実施部課名 () 担当者名 () : 内線 ()

エコイベント実績報告書

イベント名	(新規・継続)(主催・共催)
実施機関	
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)
開催場所	市町村名 () 施設等の名称 ()
参加者数	実績 (人) (参考:目標 人)
環境配慮項目	具体的な取り組み内容及びその結果並びに評価
(1) 自然環境や周辺環境等への配慮	(取り組み内容・結果) (評価)
(2) 廃棄物の発生・排出抑制、再利用、再資源化(3R)の推進等	(取り組み内容・結果) (評価)
(3) 省資源・省エネルギーの促進	(取り組み内容・結果) (評価)
(4) 普及啓発(環境教育・学習の推進)	(取り組み内容・結果) (評価)
(5) 運営体制	(取り組み内容・結果) (評価)
(6) その他の環境配慮	(取り組み内容・結果) (評価)

イベント実施部課名 () 担当者名 (: 内線)